

平成 29 年 7 月 3 日

加盟団体代表者 様

船橋市スポーツ少年団
本部長 中 野 誠

生涯学習施設予約管理システムの手続きについて（お願い）

向暑の候、貴団体におかれましては、ますますご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、船橋市社会教育関係団体の登録期間は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年間となっております。

公民館を使用する団体については、下記の通り再度または新規に登録証の発行手続きが必要となりますので、ご確認くださいませようお願い致します。

記

団体	手続き	有効期間
継続して公民館を使用する団体	現在登録している公民館にて、「船橋市生涯学習施設予約管理システム」の更新申請書をご提出ください。	平成 29 年 7 月 1 日～ 平成 31 年 6 月 30 日
新規に公民館を使用する団体	「船橋市生涯学習施設予約管理システム」の使用登録申請書を、主に使用する公民館に、公民館が特定できない場合は、中央公民館にご提出いただき、使用登録をして下さい。	
公民館を使用しない団体	不要	—

【問合せ先】 船橋市教育委員会
生涯学習部社会教育課 指導係
TEL 047 (436) 2895
FAX 047 (436) 2893